

懲戒処分の手続等に関する細則

平成31年細則第6号
平成31年4月1日制定
令和3年2月26日改正
令和5年3月31日改正
令和7年2月26日改正
令和7年8月26日改正
令和7年12月25日改正

(目的)

第1条 この細則は、就業規則第55条の規定に基づき、就業規則第53条に規定する懲戒に関する手続等を定めることを目的とする。

(懲戒権者)

第2条 懲戒は、理事長が、これを課す。

2 前項の規定に基づき懲戒を課す場合には、理事長は、あらかじめ、組織規程第2条の13に規定する懲戒委員会の意見を求めなければならない。

(調査及び報告書の提出)

第3条 次の各号に掲げる職員について、就業規則の規定に違反し又は職務上の義務を怠ったと疑われる事案が発生したときは、当該各号に定める者は、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について十分に調査しなければならない。

(1) 審議役、副CIO（副最高投資責任者）、部長（人事部長を除く。）、室長、事務室長及び次長 人事部長

(2) 人事部長 総務部長

(3) その他の職員 職員が属する部、室又は事務室の長

2 法務室及びコンプライアンス室は、前項の調査について必要な支援を行うものとする。

3 第1項の調査をした者は、当該調査により、当該職員について就業規則の規定に違反し又は職務上の義務の履行を怠ったと判断したときは、懲戒事案発生報告書を作成しなければならない。この場合において、第1項第3号に定める職員が属する部、室又は事務室の長は、遅滞なく懲戒事案発生報告書を人事部長に提出しなければならない。

(理事長等への報告)

第4条 人事部長は、前条第3項の規定に基づき、懲戒事案発生報告書を作成し、又はその提出を受けたときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。

2 総務部長は、前条第3項の規定に基づき、人事部長に係る懲戒事案発生報告書を作成したときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。

(忌避)

第5条 第3条に規定する事案に関し、第3条第1項各号で定める者又は前条の報告をする者が第3条に規定する当該事案に関する者であるときは、理事（総務・企画等担当）は、代行する者を指名する。

(懲戒事案発生報告書の記載事項)

第6条 懲戒事案発生報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 対象者の所属、氏名、年齢及び生年月日

(2) 対象者について業務上の監督責任を有する部、室又は事務室の長の所属、氏名、年齢及び生年月日

(3) 懲戒事案の発生日時及び発生場所

(4) 懲戒事案の内容及び状況

(5) その他参考事項

(懲戒委員会)

第7条 職員の懲戒に関し、公正を期すため、年金積立金管理運用独立行政法人に懲戒委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（機能）

第8条 委員会は、第2条第2項の規定により、理事長から意見を求められたときは、懲戒事案発生報告書に記載された報告事案について審議し、理事長に対し意見を提出するものとする。

2 委員会は、前項の規定により意見を提出する場合には、あらかじめ、当該意見に係る審議の対象者に対し、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

（委員会の構成）

第9条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、理事（総務・企画等担当）をもって充てる。

3 委員は、理事（管理運用業務担当）、審議役、コンプライアンス・オフィサー、人事部長、法務室長及びコンプライアンス室長をもって充てる。ただし、第4条第2項又は第5条の規定により、人事部長以外の者が、懲戒事案発生報告書を作成し、理事長及び監査委員に報告した場合には、人事部長に代えて、その者を充てることとする。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

（委員長の職務）

第10条 委員長は、委員会を統括する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が審議される事案に関する者であるときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名したものがその職務を代理する。

（委員会の会議）

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員（次条の規定により、委員会の会議に出席することができない委員を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

（委員の出席の停止）

第12条 委員は、自己が審議の対象者である場合は、委員として委員会の会議に出席することができない。

2 前項の規定は、委員がその監督責任（重大なものを除く。）のみに関する審議の対象者であるときは、適用しない。この場合において、当該委員の監督責任について決議をするときは、その委員は、議決権を有しない。

（委員会の庶務）

第13条 委員会の庶務を担当する部署（以下「事務局」という。）は、人事部人事課とする。

2 事務局は、第8条の意見書と共に委員会の議事概要を作成し、理事長に報告する。

（懲戒の公表）

第14条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、原則として、次の各号のいずれかに該当する懲戒がなされたときは、速やかにこれを公表するものとする。

（1）職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒

（2）職務に関連しない行為に係る懲戒（減給及び戒告を除く。）

2 管理運用法人は、前項の場合において、懲戒の事由に該当する行為の概要、懲戒の区分及び程度、懲戒年月日、所属、役職名等の懲戒を受けた者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを原則とする。

3 管理運用法人は、懲戒の事由に該当する行為による被害者又は関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合においては、前2項の規定にかかわらず、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

4 前3項に規定する公表は、管理運用法人のホームページへの掲載その他適宜の方法によるものとする。（細則の制定又は改廃等）

第15条 この細則の制定、変更又は廃止は理事長が定める。また、必要に応じて、理事長は本細則の下位

規程を定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3.2.26改正）

この改正は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和5.3.31改正）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7.2.26改正）

この改正は、令和7年3月1日から施行する。

附 則（令和7.8.26改正）

この改正は、令和7年9月1日から施行する。

附 則（令和7.12.25改正）

この改正は、令和8年1月1日から施行する。